

県政報告会開催

～県民投票条例案について～

議会でいったい何が起こったのか？

原発再稼働の是非を問う県民投票条例案は否決。その一方で、**冷淡な知事の姿勢や県民の意見表明を嫌がる議会多数派の考えもよくわかりました。**

これを大勢の皆さんに伝えていく必要があります。
報告会では、動画も見ながら議会全般について報告し、今後の展望につき皆さんと意見交換させていただきます。

馬場は
どんな

発言をしたのか



5月18日(日) 14時

場所：上越市市民プラザ第4会議室

連絡先は電話025-546-7110（馬場ひでゆき事務所）

馬場ひでゆきの活動日誌

No.61

馬場の一般質問

県民の声を聞こうとしない知事の姿勢が明らかに！

知事との一問一答

臨時議会の続報です。4月17日は、私も一般質問に立ち知事との間で一問一答の質疑を交わしました（適宜要約しています）。

●県民投票の意義について

馬場…知事は、県民投票条例案の意義を重く受け止めていると言いますが、その具体的内容は？

知事…間接民主制を補完するもので意義があると思っています。ただし、県民の多様な意見を集めていく中で、賛成反対という二者択一の投票方式で得られる情報には限界がある。

馬場…二者択一だとしても県民全体の大まかな意見がわかるはず。だから、知事が考える公聴会などをしながら、県民投票も

実施してもいいのではないかと？
知事…二者択一の県民投票が合理的なのかどうか、効果は限定的ですよねと言っている。

（感想） 知事の答えは私の質問の回答になっていない、議論は平行線、「重く受け止めている」は口先だけの発言ですね。

●県民に信を問うとは？

馬場…知事は、県民の意思を確認すると言ったり、県民の信を問うと言ってきた。「県民に意思を確認する」という言葉と「県民の信を問う」という言葉は同じ意味なのか？

知事…いえ、違います。県民の意思を確認すると言ってきたが、その方法として決めているものはない、ただし、「信を問う方法が最も明確で重い」と言ってきた。

馬場…では、重い方法でない選択肢、例えば議会での議決とかそういう手段もありうるのか。

知事…信を問うということの意味は、信任、不信任、つまり存在をかけるという状況だ。それは、選挙という言葉も先ほどあつたが、議会における信任、不信任もありうるだろうと思う。

馬場…知事は県民投票条例に意義があるといいながら、署名をされた方々の意思を何も汲み取っていないのではないのか。

知事…その意義は大変重く受け止めていると言っている。

馬場…でも、実際に何か行動に移すことはお考えになつていないですね。仮に、この条例案が否決されたとき、県民が意見

表明をする機会を考えていただけるのでしょうか。

知事…ですから、私が首長として出した結論について県民の意思を確認するということを申し上げている。

馬場…でも、その県民の意思を確認する中で信を問う方法には、議会による信任、不信任ということも選択肢とありうると先ほど言いましたよね。そうすると、

県民の皆さんがこの原発の再稼働に対して直接意見を表明できないという可能性もあるのでは？
知事…条例の制定改廃はまさに県議会の権能ですので、県議会ですら十分審議していただきたい、その先のことまで申し上げることはできません。

（感想） 「県民に信を問う」とは普通は選挙をイメージしますが、知事は「議会における」信任、不信任もあると言い切りました。この言葉で、県民の意見を聞かずに議会の議決だけで原発再稼働を進める可能性もあることが明らかになりました。条例案を重く受け止めるという言いながら、実質的には県民の意見を聞きたくないのだということもよくわかりました。

←質疑の核心部分を四コマまんが風にしてみました



発行責任者：馬場ひでゆき事務所

住所 新潟県上越市本町3丁目3番3号

ダイヤパレス高田武番館2階

電話 025-546-7110

ファックス 025-546-7666

メール kengi-babahideyuki@wind.ocn.ne.jp